

26長寿第73213号  
平成27年2月23日

各居宅介護支援事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
( 公 印 省 略 )

「介護保険制度における居宅介護支援の適切な運用について（通知）」  
の一部修正について

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

昨年度から県及び高松市が実施している重点検査において、「指定居宅介護支援等の業務の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）」の理解不足や居宅サービス計画の作成における認識の誤りによって、居宅介護支援の業務が適切に行われず、運営基準減算となる複数の事業所が見受けられたところです。

つきましては、居宅介護支援の業務に係る取扱いをより明確にするため、平成24年12月26日付け24長寿第47541号長寿社会対策課長通知の一部を別添のとおり修正しましたので、御留意の上、自己点検を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今後、保険者とも連携し、今までと同様に必要性が認められる場合は、随時監査等により業務の内容を確認させていただきますので、念のため、申し添えます。